

高知工業高等専門学校外国人留学生規則

制 定 平成 元年 4月 1日

(目的)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校学則第43条に規定する外国人学生のうち、外国人留学生（以下「留学生」という。）の入学及び教育課程等に関する特例について定めることを目的とする。

(教育課程)

第2条 第3学年に入学を許可された留学生の教育課程については、留学生の日本語能力及びその他の基礎学力を勘案して特別の教育課程を編成するものとし、その教育課程の履修をもって、通常の教育課程の履修に代えるものとする。

2 前項の特別の教育課程の編成は、留学生の在籍する学科長及び第3条に定める留学生の指導教員の協力を得て教務主事が行い、校長の承認を得るものとする。

(留学生指導教員)

第3条 留学生の学習及び生活に関する指導を行うため留学生指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。

2 指導教員は、当該学科の教員の中から学科長の推薦に基づき、校長が委嘱するものとする。

(留学生相談員)

第4条 留学生の学習活動及び日常生活上の指導・助言を行うため、留学生相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 前項の相談員は、当該学科の学生の中から学科長の推薦に基づき、校長が委嘱するものとする。

3 相談員は、定期的に指導教員に連絡し、その指導を受けるものとする。

(住居)

第5条 留学生は、原則として学寮に居住するものとする。ただし、閉寮期間中はこの限りでない。

(事務処理)

第6条 留学生に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。